

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成30年度 枚方市保健所運営協議会
開催日時	平成30年7月26日（木） 14時00分から 16時00分まで
開催場所	枚方市市民会館2階 第5集会室
出席者	岩瀬敦彦委員、岩村みち子委員、太田壮一委員、籠本孝雄委員、神田哲郎委員、澤田敏委員、武正行委員、田之上和子委員、中島充委員、野原隆司委員、原久永委員、藤中明広委員、藤本良知委員、宮原保子委員、若田淳子委員、渡邊幹男委員
欠席者	田中昌博委員、鳴井美智子委員、西山利正委員、畑和美委員、服部豊委員、安井誠剛委員
案件名	1. はじめに 2. 会長及び副会長の互選 3. 平成29年度の取組みについて 4. 今後の重点施策について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規 資料3 今後の重点施策 資料4 「ひらかた健康優良企業」の取り組みの推進 資料5 住宅宿泊事業法及び無許可旅館業施設への対応について 資料6 地域で取り組む認知症予防～地域版認知症予防プログラムの推進 別冊 平成29年度の取組み
決定事項	なし
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	健康部 保健企画課

審 議 内 容

事務局

お待たせいたしました。ただ今より、平成 30 年度 枚方市保健所運営協議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております、枚方市保健所 副所長の金沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。僭越ではございますが、同協議会の会長と副会長の選出までの間におきまして、進行役を務めさせていただきます。

まず初めに、本日は、当初予定しておりました市役所別館の会場が、6月に発生いたしました地震対応のための災害対策本部の設置の関係で、急きょ開催場所を変更させていただきました。直前の変更となりまして、委員のみなさまにはご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りして改めてお詫び申し上げます。

それでは、委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は16名となっております。2分の1以上の委員の出席を頂戴しておりますので、枚方市保健所運営協議会条例第7条第2項に基づきまして、この協議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本協議会は同条例8条に基づき公開となっております。会議録につきましても、協議会終了後、発言者の方の氏名を明らかにした会議録を作成させていただきます。各委員の確認を経て、会長の承認をいただいた後に、公式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者はおられません。

また、大変恐縮ではございますが、委嘱状をお手元にご用意させていただいております。

なお、本協議会の間に、審議の様子を写真撮影させていただくことがありますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、伏見市長から、一言、挨拶をさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

伏見市長

皆様、こんにちは。枚方市長の伏見隆でございます。平成 30 年度 枚方市保健所運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市行政の推進にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

6月18日に発生しました大阪北部地震におきまして、本市において観測史上初となります震度6弱を記録しまして、市内でも多くの家屋が損傷するなど、これまで経験したことのない被害状況を確認しております。けがをされた市民の方々への医療の提供につきましては、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療機関の皆様には、施設の安全確認もある中、医療体制の確保に向けご尽力をいただきまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、被災自治体における保健医療行政には、「防ぎ得た死や生活環境の変化等による二次的な健康被害を最小化する」ため、指揮調整機能等を円滑に実施することが求められます。今回、本市保健所としましては、発災直後から病院の被害状況や患者受け入れ情報などを収集・共有し、発災翌日から保健師による避難所巡回を始めました。感染症予防のための消毒液やマスク配布、健康相談など被災者の健康面のフォローや衛生面の管理・監視などに当たったところでございます。

平成 26 年 4 月の中核市移行に伴い保健所を運営するようになって以来、災害時においても保健医療・公衆衛生の中核を担うため、マニュアル作成や地域災害医療本部立ち上げ訓練に注力してまいりました。しかしながら、実際に震災対応に当たっていく中では、さまざまな課題が浮かび上がったところでございます。今回の災害対応を教訓としまして、さらなる市民の安全・安心につながるよう、災害医療体制ならびに保健・衛生に関する調整機能の拡充・見直しに向けた検討が急務であると考えています。

災害時はもちろん平時から枚方市民の健康・医療を守るための取り組みにまい進してまいりますので、委員の皆様におかれましては、公衆衛生の第一線であり、市民の健康づくりの拠点となる保健所の運営に引き続きお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして本日ご出席いただきました皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

<委員紹介>

<出席職員紹介>

事務局

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、次第のほかに資料1「枚方市保健所運営協議会委員名簿」続きまして資料2「同運営協議会条例」資料3「今後の重点施策」資料4から6はこの重点施策3つございしますが、それぞれのパワーポイントの印刷資料となっております。また、別冊資料といたしまして「平成29年度の取組み」という冊子を置かせていただいております。

過不足等ございませんでしょうか。ございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、案件2「会長及び副会長の互選」に移らせていただきます。

枚方市保健所運営協議会条例第6条第2項の規定によりまして、会長と副会長2名を選出いただいた後、正面の席にお移りいただき、議事進行をお願いしたいと思います。

会長・副会長の互選にあたりまして、事務局から選出案の提案をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

そうしましたら、まず、会長につきましては、長きにわたり市民の健康増進について様々な取り組みを続けていただいております枚方市医師会の藤本委員に引き続きお願いしたいと考えております。

また副会長につきましても、同様に様々な取り組みを続けていただいております枚方市歯科医師会の原委員と、枚方市薬剤師会の岩瀬委員に引き続きお願いしたいと考えております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声・拍手あり)

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、藤本委員に会長を、原委員および岩瀬委員に副会長をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、藤本会長、原副会長、岩瀬副会長、正面の席に移動をお願いします。

なお、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。

<市長退席>

それでは、これからの進行は、藤本会長をお願いしたいと思います。会長ならびに副会長、どうぞよろしく願いいたします。

藤本会長

皆さん改めまして藤本でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日非常に暑い中でございます。本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。いろいろ保健所業務にあたりましてご意見あると思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

原副会長

歯科医師会会長の原です。どうぞよろしく願いいたします。藤本会長を補佐していきたいと思っております。今朝も犬の散歩をしていたら犬が熱中症になってしまいまして、みなさまご自愛くださいますようよろしく願いいたします。

岩瀬副会長

みなさまこんにちは。枚方市薬剤師会の岩瀬と申します。どうぞよろしく願いいたします。先生方のフォローをさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

藤本会長

失礼ですけど着座にて進めたいと思います。本日は、午後4時を目途に協議会を進めていきたいと思います。みなさんご協力のほどよろしくお願ひいたします。
早速ではございますが、案件3でございませう。「平成29年度の取り組み」を議題といたします。枚方市保健所 白井所長から、平成29年度の取組みについて、ご報告をお願ひしたいと思ひませう。よろしくお願ひませう。

事務局

保健所長の白井です。改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。
資料につきましては、平成29年度の取組みをご説明申し上げます。市長あいさつにもございましたけれども、6月18日午前7時58分に発生しました大阪北部の地震におきまして、各医療機関また各関係機関の皆様方にはいろいろとご尽力いただきまして、ありがとうございます。幸いにも、ライフラインは途絶することがなく、医療機関についても保健所から確認させていただきながら、一部設備の問題があったりエレベーターが停止して大変な思ひをされたりとお聞きしておりますが、通常の医療体制で市民のみなさまに医療を提供できたことは本当に安心につながったと思っております。
市としましては直ちに災害対策本部を立ち上げ、各部署で初動体制を繰り広げられ、震度6となりますと自動的に避難所が53カ所立ち上がることになっておりました。その53カ所のうち40カ所程度の利用があり、多いところで20人程度、少なかつたら1人だけというところもありましたが、一週間程度（53カ所、1カ所につきまして耐震構造の問題あり）、52カ所の避難所をそのまま設置するという状況で、一週間につきましてはBCPを考慮し、保健所の通常業務はある程度保持しながら、保健センターの乳幼児健診は一週間中止させていただいたということでご迷惑おかけしました。
今週いっぱいには災害対策本部が続くということで、こちらの会場を余儀なくされましたが、避難所も今週いっばいで何とかなるという予想もありまして、最初の地震だけでなく大雨もありましたし、その後の土砂災害被害ということにも備えて数カ所の避難所に数世帯の方々のご利用がありました。その間に保健師の訪問をさせていただきながら、あとは個別の対応で通常のケアにつなげていったというところでございませう。
被害状況としましては、人的被害が軽症で23人、建物被害は5000カ所以上の通報など問い合わせがあったと聞いておりますけれども、全壊が0で半壊が23カ所、火災は本当に幸いにも0件ということですよ。避難者数が一番多かつた時が6月20日の大雨の後で、273人がピークでした。保健所としては、「地域医療対策本部」や救護所設置について、医師会の先生方の動向も踏まえて通常医療でいいんではないかとあえて立ち上げないということになりましたけれども、地域の医療保健対策において、できたら保健所が本部的な機能を実施したら良かったのではと思ひました。国とか厚生労働省への報告もありましたし、大阪府との連携、保健師の受援とかもありましたので、次の地震とか災害があつてほしくはないですが、本部体制ということも想定しながら対応したいと思っております。いろいろと今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひませう。
ちょっと冒頭長くなりましたが、昨年度の取組みとして申し上げたいと思ひませう。概要は変わっておりませうけれども中核市保健所として5年目を迎へまして、7ページに現員数が書かれてありますけれども（ ）に示す大阪府からの派遣職員の数がいぶ減りました。正規職員が126人で、昨年度保健師の増員があり、非常勤も含めまして190人体制ということで3分の1は非常勤の方にお世話になっている状況ですよ。その中で（ ）の府からお世話いただいているのが、すでに7人ということよ、もうそろそろ撤退というか自立していかなければいけない時期なのかなと思ひませう。
事業につきましては、9ページからかいつまんで14ページあたりまでをご説明させていただきます。
9ページにある保健企画課の（2）は、ヘルシーメニューを通じた健康づくりの推進について、昨年度の運営協議会で詳細を申し上げましたが、市内飲食店26店舗に協力をいただき、枚方市保健所独自の基準に基づく減塩や脂肪比の少ない食事ということで、ヘルシーを目指しました。延べ約4000人の方が利用されておりました。昨年度はちょうど市制施行70周年記念としてその事業の中でスタンプラリーを実施しまして、また健康イベントの中で食べたいメニューの人気投票を行いましてトップがお好み焼きだったんですが、私もお好み焼きを食べさせていただきまして、豚玉がエビ玉になるだけでこんなにヘルシーになるのかと満足したようなところもありました。
（3）は地域保健と職域保健の連携の推進について、「ひらかた健康優良企業」は今年度の重点施策でも詳しく申し上げたいと思ひませうが、昨年度末までに30社の登録をいただいております。この中で働く世代の健康づくりを目的としてということよ、市政運営方針の中でも保健所の方針の中でも働く世代の健康づくりということよやっておりますので、産業衛生の分野につきましても私たちが協力できることを率先して応援したいと思ひませう。

10ページは、(5)に 薬物乱用防止の啓発を挙げており、これも昨年度の運営協議会で詳細を申し上げた事業です。特にこの中でも若年者層への薬物乱用防止ということを進めておりまして、今年度は全ての小学校を対象に薬剤師会の協力もいただきまして、学校に啓発に伺いますということや、全ての学校に啓発の資材として薬物乱用防止の本を購入して活用していただくように取り組んでおります。またこれは平成30年度に「こども夢基金」ということを活用して予算化したので、重点的に対応していきたいと思っております。

次に保健衛生課について、(1)の食品衛生関係施設の衛生管理指導は、定例で行っており、食品衛生講習会、公衆衛生協力会のご協力を全面的に得まして食中毒予防キャンペーンの実施、いろいろなイベントにおける臨時の出店届出時の注意啓発等、臨時といいましても屋台であったり移動の車での提供であったり、自動販売機1個につきましても保健所の許可がないと配置できないということになっております。また今年度、法改正がありまして、施行は2年後になりますがHACCPという衛生管理工程が義務化されていきますので、それを理解し実行できるよう指導・助言をしていきたいと思っております。

11ページに移りまして、(4)の狂犬病予防及び動物愛護管理に関する事業については、枚方市としましては、殺処分ゼロと終生飼養を目指して啓発に取り組んでおります。これも若い世代へ、学校にも協力をいただき、「ちゃんと最期までおうちで飼うんだよ、いじめちゃいけないよ」などを伝えています。

(6)の猫の不妊手術費補助の実施については、昨年度途中から、動物愛護基金が創設されました。毎年猫の不妊手術助成費用としては、予算内だと600匹の対応しかできなかったところですが、この愛護基金の活用によりまして900件くらいが可能ということになりますので、これからは1年間分の助成が補助できるという見通しとなっております。

12ページに移りまして、保健予防課では感染症対策・精神保健業務・難病対策を中心に対応し、感染症対策につきましては、特に結核の発生が昨年度よりも増えまして、例年50人くらいの新規登録者だったんですが、昨年は1月から12月までの間で70件の報告がありました。その中でやはり80歳以上の高齢者が多く、施設や病院でも高齢者の方々の早期発見につきましては、胸部レントゲンは肺がんだけではありませんし、ダブルチェック読影のお願いをあえて申し上げております。

また感染症対策で、昨年度、検査促進としてHIV・梅毒・クラミジア検査などを大学のイベントで市民や大学生に啓発したこともありまして、検査数が1.4倍増えました。例年300件くらいだったのが400件くらいということになり、特に梅毒は全国的にも大阪府ももちろん増えており、枚方市でも一昨年は梅毒の報告が300件中10件陽性でしたが、昨年は400件中17件陽性があるということで、2倍近くに増えている状況です。

13ページに移りまして、(6)の自殺予防対策事業については、ちょうど今年度平成30年度内に枚方市自殺予防計画を策定することになりまして、昨年度はそれに伴う審議会の設置や事務局の準備をした年でありました。

13ページの4の保健センターの事業につきましては(1)の成人保健事業等の推進において、がん対策については、なかなかがん検診の受診率向上が難しいですが、胃がん検診で50歳以上を対象に胃内視鏡検査の導入を行いました。それにより受診率3%台が4%台になったということで上昇はしていると思いますが、ダブルチェックとかいろいろと精度管理につきましては先生方にもご協力いただきたいなと思っております。他の乳がん検診・子宮頸がん・大腸がん検診についても特定の年齢の方に検診の無料クーポンを送付しておりますが、受診率が上がったとかいうとじわじわということと期待したいと思っております。

(2)の母子保健事業の推進については、妊娠届出に來所した全妊婦に保健師等が面接をしておりますけれども、出産から子育てまで切れ目ない支援としましては、昨年度の新しい事業としましては、4月から母子保健手帳の表紙を4種類から選べるようにしまして、そのうち3種類はディズニー柄、その中でもミッキーが一番人気がありますが、そのような少しウキウキした気分にもないただき、10月からは産婦健診の費用助成を始めています。産後うつや早期発見を含めまして、母体だけでなく心も、お母さんの子育て支援に早くつながるようになっていくんですけども、産婦健診を助成する前段に産後ケア事業をしているというのが条件になりますので、産後ケア事業をしている大阪府内では枚方市が先駆的なので、いろいろな都市からどんなふうやっているのとか、問い合わせやヒアリングがあったり調査に協力したりということがありました。保健センターではお母さん方の子育て負担軽減の支援として重要な事業だと思っております。

14ページは、(4)の健康づくりの取り組みについてですが、今年度「第2次枚方市健康増進計画」の中間見直しとして策定から5年経った時の見直しをすることになっております。それとあわせまして、歯科口腔保健計画の進行管理をしていくことになりました。昨年度の運営協議会で口腔保健支援センターの設置について報告しましたが、8020や嚙ミグ30の周知から、かかりつけ歯科医を自分で持つ、自主的な定期健康

	<p>診断のすすめなどを重点にやってまいりたいと思っております。健康づくりの取り組みとしまして、認知症予防施策について、枚方版の認知症予防プログラムは、今年度も重点的に対応しておりますが、各地域に広げていくため、ちょっとおもしろい事業を大阪精神医療センターの協力のもと、広げておりますので、今後の重点施策でご紹介申し上げます。</p> <p>(5) 地域拠点整備事業について、かねてから市の中で要望がありました保健センター機能の一部ですが、楠葉地域に「すこやか健康相談室 北部リーフ」を設置しました。12月からの設置になりますのでまだ数カ月しか経っておりませんので、全体的な報告はまた別の時間をとってということになると思いますが、妊娠届出時の面接をそこでもできることや、北部支所ということで市役所業務の窓口に来られた方にあわせて子育てや、子どもだけでなくお年寄りの包括支援センターのご案内も北部の地域でできるようになりました。すこやか健康相談室は国が法定化した「子育て世代包括支援センター」としても位置づけていますので、今年度来年度とすぐにはいきませんが、複数化ということも考えて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上かいつまんででございますが、29年度の取り組みについて申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
藤本会長	<p>白井所長、どうもありがとうございました。平成29年度の取り組みでございます。30年度の取り組みについては、これから後で報告いただきますが、今の29年度の取り組みにつきまして、何かご質問・ご意見ありましたら挙手をお願いしたいと思います。もしご意見ありましたら所属とお名前をおっしゃっていただけるとありがたいです。非常に多岐にわたる取り組みですが、何かございませんか。</p> <p>実は、冒頭の地震のことにしまして、我々、医療問題懇談会というのを、おとし災害医療をどうするかということで、みんなで三師会を中心として行政といろいろ検討していたところで、いよいよ本番かということでびっくりしましたけれども、震度5以上は災害医療対策本部を設置するという形だったと思うんですけど、今回震度6弱ということで災害医療対策本部を、保健所を中心に立ち上げる必要があるのかなと思ったんですけども、先ほど所長の方からもありましたけれども、幸い軽症が23人ということで、ほっとした次第でございます。こんな災害が再度起こってほしくないと思っておりますが、訓練が役に立ったのか立ってないのか、まだその検証ができてなかったのかなと思います。何か、ご質問・ご意見ありませんか。</p>
原副会長	<p>今の災害のことですが、災害医療対策本部が保健所内に設置されるということなんですけれども、保健所の建物というのは大丈夫なんでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。実は保健所の被害がどれくらいかと思って、もしかして来たら潰れているんじゃないかと思ったんですけど、2階の天井の天窓がずれてゆがんでいたり、前からあった亀裂が少し広がったり、というのはありましたが、すぐに崩れるような状態ではなく、もちろん補修はしておりましたので、大きな被害はなかったです。ただ、本部を立ち上げた時にどこに設置するかということになりますと、場所もなかなか確保できませんので、そういったときにはどうしようか、市役所のどこかにしようか、特に保健所ではない場所を確保するかなど、常々市役所にはそういう可能性があるということは申し上げておいたところですが、設置しないということになってしまいました。大変不安でございます。</p>
藤本会長	<p>一つは2階建てであるということと上が軽いということで幸い大きな被害はなかったのかなと思いますけど、市の建物としたら、市役所の別館も水で洪水状態だったと聞いていますし、保健センターの方も北河内なんかでは室外機のカバーが落ちたりエレベーターが止まったりとか少し被害が出たようでございますが、保健所は幸い2階建てで割りとコンパクトですし、その点はよかったのかなと思います。他いかがですか。</p>
岩村委員	<p>私たち食生活改善協議会ですので、きのう南部生涯学習市民センターで料理講習、食育の食生活改善ということでさせていただいたんですけど、南部周辺の年配の方が来られるんですけども、その時に「健康講座をラポールで9月にやりますのでもしよかったら来てくださいね」という話をしましたら、そこまで遠いから行かれへんということを言われまして、この生き生きサロン、認知症の事業なんかは地域に出向かれてされる</p>

っていうことはやっぱりその地域の方に普及するっていう意味もありますけども、その地域の方の状況を把握するいろんな情報が入るんじゃないかなと思うんです。地域に向いてするというのは大変かと思いますが、お年になられて高齢の方は南部だったら出かけられるということもお聞きしましたので、他にも菅原とかにもまわるんですけども、地域の認知症予防の事業をされているって言うのは地域にとっては心強いなと思いました。以上です。

藤本会長

どうもありがとうございました。各地区で対応するっていうのはなかなか大変かと思いますが、認知症というのはこれから避けて通れないというところが多々ありますので、その辺検討よろしくをお願いします。他よろしいですか。

野原委員

枚方公済病院の野原です。いろんな対策をしっかりされてアクティビティが高いと思います。ただですね、我々現場におりますと、脳血管疾患、肺がんあるいは口腔ケアに関しましても未病という概念が今かなり強調されていますが、予防という意味ではやっぱり禁煙なんですね。禁煙対策の禁煙の一言も、たばこも出てこないですね。私は非常に不満なんですけど、何か対策をとられているのか。例えばここへ入るときにも2人ほどタバコ吸っておられるんですね。ああいうのを見るとちょっとムカッとくるんですね。結局、肺がんになってこちらが後の世話をしないといけない。国からお金をたくさんとってですね。医療対策を含めて、僕は禁煙対策というのはぜひ一言でもいいから入れていくべきだと。所長がしがらみがあるとは思えないんですが、入れもらしたとは思われないんですが。今、非常にビックチャンスなんですね。2年後の東京なんかでもかなり厳しいやり方でやってますし、国の方針に沿ってやるという単純なことよりも、もっと積極的に枚方では健康コンソーシアムというのであれば、もっと積極的に働きかけてもいいんじゃないかと。それを率先してやるのは保健所ではないかという気がするんですが、一言ご意見ををお願いします。

事務局

ありがとうございます。今、抜粋した中で、抜粋で飛んでしまいましたけれども22ページにたばこ対策推進事業ということについて簡単ですが載せております。受動喫煙防止ということにもなりますし、健康増進法の中で今年度改正が決まりましたので、今年度の重点事業としてやっていくべきだということも加えておりますし、市長の方にも法改正のレクを保健所からするということになっておりますので、市全体として対応して、逆にいろんな規制事業が保健所の事業として降りてくる程度予想されておるんですけども、この190人の中でもっとやれるかということももっと人を加えていかなければならないということもありますし、そういう意味では全庁的に対応していくということで、その旗振りはもちろん保健所がしていかなければいけないなと思っております。また保健所の中だけではなくて逆に外からのご支援をたくさんいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

藤本会長

どうもありがとうございます。喫煙のことに関しては、去年はそういう話をしたんじゃないかなと思ってます。それと市役所と保健所の間に喫煙センターがあるのがどうも気に入らんんですけど。あまり見栄えのいいものじゃないんじゃないかと思っております。これは僕の個人的な意見です。すみません。また直せるようであればお願ひしたいと思ひます。

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。ではこれくらいにさせていただいて、4番目の議題に移りたいと思ひます。次第4です。「今後の重点施策について」を議題といたします。本日3施策挙がっているようでございますので、続けて説明いただきたいと思ひます。それでは事務局から説明のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)
保健企画課

保健企画課 企画グループの長尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は「ひらかた健康優良企業」として一つ目の議題として報告をさせていただきます。この事業につきましては、従業員の健康づくりに取り組む企業を応援する事業となっております。平成28年7月から開始しております。本日は、事業開始までの経緯とこれまでの取り組みについてご報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。

こちらは、枚方市国民健康保険室が公表している「年齢階級別 1人あたり医療費及び受療率」のグラフです。横軸下の方に書いてあるのが年齢階級、青い棒グラフが1人あたりの医療費、赤い折れ線グラフが受療率を示しています。50歳代以降に医療費、受療率とも増加しています。特に受療率は赤い棒グラフになるんですが、65歳以降で急激に伸びていることがわかります。こちらは加齢とともに医療機関への受診が増えることも増加の原因の1つですが、ご注意いただきたいのは、企業にお勤めで社会保険に加入されていた方が、退職後に市国保の加入を選択されたことによって、年齢の高い方の加

入者がぐんと増えることも、医療費や受療率があがる原因といえます。企業に勤めている人が健康な状態で退職し、健康なまま国保に加入していただくためには、若い世代から健康意識を高めることが重要であると考えます。

次に大阪労働局が公表している定期健康診断の結果をお示しします。上の青い折れ線グラフが全国、下の赤が大阪を示しています。定期健康診断の項目で「何らかの項目が有所見であった人」の割合は、大阪では 51.4%でした。労働者のうち、2人に1人が何らかの有所見があることが分かっています。

健診項目別の有所見率の推移を見てみます。血中脂質検査、いわゆるコレステロール検査は3割の人が所見を有しております。肝機能、血圧、血糖、心電図検査におきましても1割程度が有所見があることが分かっています。

そうした結果がある中、青壮年層を対象にした保健事業は、各根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれに異なっており、制度間のつながりはありません。そのため、市としましては地域全体の健康状況が把握できておらず、また退職後の保健指導が継続できていないといった問題があります。問題を解決のためには、保健所や保健センターが市民に対して行う健康づくりである地域保健と、企業が従業員に対して行う健康管理である職域保健が連携をして、健康情報と健康づくりのための保健事業を共有していくことが重要であると考えます。

こちらは、地域・職域連携推進事業実施要綱の抜粋です。この要綱におきましても、生活習慣病予防、メンタルヘルス対策の必要性と地域保健と職域保健の連携の必要性が働く世代には重要であるということが明記されています。

本市における地域・職域連携推進事業の実施につきましても先ほどの実施要綱と「第2次枚方市健康増進計画」の「健康づくりを支える環境整備」基本方向1におきまして、地域保健と職域保健が連携することで働く世代の健康づくりを継続的に支援していくことが明記されており、これに則って事業を展開しております。

さて、本市における働く世代の健康づくりですが、平成27年度に企業へ訪問して実施した聞き取りにおいて、生活習慣病等の健康課題を抱えている従業員は少なくありませんでしたが、その当時、訪問した事業所のほとんどは、法律で定められた健康管理にとどまっており、従業員の健康増進の取り組みに対する意識はあまりありませんでした。また、市から健康づくりに関する情報発信もできておりませんでしたし、事業所が行う健康づくりの取り組みを直接的に支援する方法が確立されていないというのも課題でした。

そうした課題の中、事業所が行う健康づくりの取り組みを直接的に支援する方法として、「ひらかた健康優良企業」登録制度を平成28年7月に創設しました。この制度の目的としましては、企業が継続して従業員の健康に対する意識を向上させることで、生活習慣病等を予防し、健康寿命の延伸を図ること、また同時に企業のイメージアップも図ることです。

登録方法は、企業からの申請によるものです。申請のあった企業に市が登録証を発行しまして、企業は従業員の健康づくりに取り組んでいただきます。市は健康づくりに関する情報発信であったり講演会の開催・案内であったり、企業向けの健康教育、また市のホームページで企業を紹介させていただいたりしています。

では、登録企業の状況についてご説明させていただきます。現在、6月末で32社に登録していただいております。今年度に入ってから2社増えました。従業員数別企業数と産業保健スタッフ数を見てみます。一覧のとおりで、20人未満、20人以上50人未満の事業所が4割くらいあることが分かります。次に資料のほうには専任と書いているんですけども、産業保健スタッフが常駐している企業を見てみます。産業医が常駐している企業は2社、保健師が常駐している企業も2社、看護師が常駐している企業は5社ありました。産業保健スタッフは50人以上の従業員のいる企業の一部にのみ配置されていることが分かりました。

登録企業を業種別に見てみます。製造業が一番多く12社です。次いで医療・福祉が6社、卸売、金融・保険業が4社ずつと続いています。

企業が登録したきっかけをみてみます。広報ひらかたやホームページ等で登録された企業は4社で全体の1割程度です。他の9割は紹介によりご登録していただいております。登録の内訳としましては、北大阪商工会議所を含めた関係機関からは3社。既に登録していただいている優良企業からの紹介が2社、保健所や市職員からの紹介が22社でした。

では、これまでに実施した取り組みについて報告します。こちらは登録企業を対象にした講演会です。「社員の健康は会社のチカラ」をテーマに平成28年度は高槻市にあるサンスターさんから健康道場長をお招きし、実際に取組まれている健康経営の取組みについてお話いただきました。また、正しい姿勢が健康づくりに大切ということから職場でもできるストレッチと一緒に実施しました。平成29年度は、企業に訪問してできる健康教育のデモンストレーションをお見せするというのをテーマに、メンタルヘルスや

性感染症など3本立てで実施させていただきました。

次に希望のあった企業に保健所職員が訪問して実施した健康教育の一覧です。食生活やたばこ、女性のがんなどをテーマに実施しています。一番要望が多かったテーマはメンタルヘルスでした。

こちらが、健康教育の様子です。左上は保育士さんをはじめ、保育所職員の方を対象にしたメンタルヘルスの研修です。このときはストレスマネジメントについて研修させていただきました。右上は金融保険業の女性従業員を対象に女性のがんについて研修会を実施させていただきました。左下は医療福祉関係の従業員の方、主にヘルパーさんだったんですけども、そういった方を対象に、健診結果の見方の研修会を実施させていただきました。右下は製造業の従業員の方を対象として、腰痛、肩こり予防を実施させていただきました。

次に、健康づくりに関する情報提供として、「保健所つうしん〈企業版〉」を2カ月に1回企業に送付しています。タイトルはご覧のとおりで、月によって異なります。A4 1枚で両面書かせてもらっています。

その他の情報提供として、市が実施しているがん検診の案内や、ヘルシーメニューのひらかた健康3ツ星レストランやウォーキングマップのひらかたカラダづくりトライアルについても冊子を配布させていただきました。

登録後の企業の変化ですが、先ほどご説明した保健所つうしん企業版をグループウェアで共有していただいたり、食堂や鏡の前に掲示されたり、安全衛生委員会の資料として活用いただいている企業もあります。健康教育も取り入れていただけるようになりました。また、従業員だけでなく店舗に来られるお客様向けに健康コーナーを新設されたり、がん検診の受診啓発を開始された企業もあります。喫煙率が高い企業では、禁煙の動機付けの1つとして、スモーカーライザーやスパイロメーターなどの測定会を実施させていただいたり、たばこの自動販売機を撤去されたり、喫煙できる時間を制限した禁煙タイムを拡大されるなど企業独自の取り組みもみられました。

そうした中、東京商工会議所が発行する「健康経営ハンドブック」の地域の登録制度にひらかた健康優良企業が掲載されました。企業の社内報で登録したことを報告されたりということがありました。優良企業がブランド化しつつある流れになっているのではないかと、私達も嬉しく思っています。

先ほどの東京商工会議所のハンドブックの「健康経営」の考え方ですが、ご存知の方も多くいらっしゃると思いますが、改めて少しご紹介させていただきます。健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるという考えのもと、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組むことをいいます。健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績や企業価値の向上に期待されるとされています。我々のひらかた健康優良企業の取り組みもこういった考えとよく似た形で進んでいると思っています。

そして当初は、企業を応援するのは保健所の職員だけだったのですが、協力企業もできました。枚方体育協会はひらかた健康優良健康企業の登録企業でもありますが、今年、体育協会が実施される健康経営のセミナーを共催することになりました。また、大塚製薬さんも包括連携協定を締結したことにより、熱中症予防等の健康教育の開催や共催をさせていただけることになりました。

ひらかた健康優良企業を開始して丸2年になります。取り組みを行う中で、登録企業は従業員数や業種、取り組み姿勢も様々であることが分かりました。そのため、健康づくりの目指すべき評価の基準が非常に定めにくいことや、どこまでできたらよいのかという到達点も決めにくい実情があります。このままでは、健康づくりを継続して推進するためのモチベーションアップにつながってこないのではないかと懸念があります。モチベーションをさらにアップするための工夫が必要だと考えます。

そこで今後は、企業に応じた目指すべき方向を示していきたいと思っています。健康づくりに関する目指すべき指標を設け、具体的な項目としては、たばこ、食生活、運動、けんしん、メンタルヘルス等を考えております。項目の詳細内容については、登録企業とも対話しながら決めていけたらと考えております。

また、パンフレットを作成し、目指すべき方向性を示すとともに登録企業を増やすツールにできればと考えています。

最後に、登録企業の皆様の写真とともに、締めくくりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

藤本会長	<p>どうもありがとうございます。ただいま報告がありました「ひらかた健康優良企業」の取り組みの推進についてでございましたけども、何かご質問・ご意見等ございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。</p> <p>ひとつ教えてほしいんですけど、登録というのは、簡単にできることなんですか。</p>
事務局	<p>申請書に書いていただだけで、すぐできます。条件は2つありまして、1つは市内に事業所があること、2つ目は従業員さんの健康づくりに取り組むという意向があることです。</p>
藤本会長	<p>ありがとうございます。企業で働いている方がみんな元気になって、仕事効率が上がって企業として収益が上がっていただければ、winwin の関係でうまくいくでしょうということですね。どうもありがとうございます。ぱっと思ふのが、もっと不健康な企業に入ってもらって成果がもっとでるのかなと思うんですが、そういうのはなかなか、不健康やからってというのは難しいですけども。企業が健康な職員をつくりたい、職員に健康になってもらうために力を貸すという施策ですよ。</p>
事務局	<p>そうです。不健康かどうかはあれなんですけども、やはり有所見をもつ企業さんもたくさんいらっしゃいますし、喫煙率が高くて悩んでおられる企業さんもたくさんいます。</p>
原副会長	<p>非常に難しいところだと思います。歯科でも結局、歯周病が悪くなってから来られてしまう。その間に来てもらったら予防ができたのにというところで。こういった活動をするときに一つの達成目標を立てるとというのがひとつあるのかなと。例えば手を挙げてもらうときに、これをこれくらい改善することを目標にするというような目標を立ててもらって、目標が達成できたらランクアップするというような感じに。やっぱりステップアップしていかないと、最初は登録するだけでいいと思うんですけど、その後はステップアップしていくことが励みになるんじゃないかなと、そういうことがあればなと思いました。</p>
野原委員	<p>枚方公済病院の野原です。やはり今後の方向性というのは非常に大事だと思います。我々、いろんなことをやる場合にですね、認知行動療法というのがありまして、達成感をしっかり見せてあげる。例えば、今アプリで体重の変化をグラフ化するアプリがあります。そういうのに全部体重を入れていくんですね。そうすると下がってくることにに対する喜びとかモチベーションが上がることとか。ここでいえば会社の禁煙率であるとか肝機能の障害者が減ったとかですね。何らかの形でデジタル化してそれを見せてあげないと、なかなか継続しないしモチベーションも上がらない。そういう認知させるというのがひとつの手段ではないかと。それが全てだとは言いませんけども、我々医療界では、そういうものが方法論としてあるというのをコメントさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。デジタル化するような項目の指標にしていけたらと思います。</p>
藤本会長	<p>どうもありがとうございます。他よろしいでしょうか。特にないようですので、次の施策に移りたいと思います。続きまして、保健衛生課より「住宅宿泊事業法及び無許可旅館業施設への対応について」ということでご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
(事務局) 保健衛生課	<p>保健所 保健衛生課 環境衛生グループの松尾と申します。私からは、住宅宿泊事業法及び無許可旅館業施設への対応についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。失礼します。</p> <p>はじめに、宿泊料を受けて人を宿泊させることを営業とする場合は、原則、旅館業法に基づく営業許可が必要です。ただ、今回、住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法が施行されたことより、平成 30 年 6 月 15 日以降は、事前に届出を行うことで、一般住宅であっても合法的に民泊を運営できることとなりました。</p> <p>この事務ですが、本来、都道府県知事の事務となっておりますが、保健所設置市の場合には、都道府県知事と協議の上、この関係行政事務について移譲を受けることが可能となっております。枚方市では、関係各課と協議した結果、旅行者によるごみや騒音等をはじめとした各種苦情相談に対して、関係各課が連携して迅速に指導にあたることのできるように、住宅宿泊事業法に基づく事務を市が処理することとしたところです。具体的には、届出の受付や事業者への指導を、旅館業の許可等の事務を所管していますわれわれ保健衛生課において担当することとなりました。</p>

まずは、住宅宿泊事業法が成立するまでの流れについてご説明いたします。近年、日本を訪れる外国人観光客が非常に増加しているところです。具体的な数字をみてみますと、2007年が約834万人だったものが、10年後の2017年には3倍以上の2,869万人となっております。もちろんこのようなことがございますと、ホテル、旅館等の客室稼働率が増加して、都市部を中心に深刻な客室不足に陥っております。それに伴って、住宅の一部または全部を活用して、旅行者に宿泊サービスを提供する「民泊」が増加してまいりました。このような「民泊」を実施したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが展開しているところです。

代表的なものにAirbnbという仲介サイトがございますので、紹介したいと思っております。こちらがAirbnbで枚方市と検索したときの画面なんですけど、左に施設の写真があって、右の方に地図がございます。ここにだいたいいくらくらいでこの場所で泊まれますというのが表示されているところです。このうち1つの施設をクリックするとこのような画面になりまして、具体的にさらにどこにあるかっていうのが地図上に円を打ってある形で表示されまして、右の方に日にちや人数を入力しまして予約できるようになっております。このような仲介サイトが問題点があったところなんですけど、旅館業の許可の有無を確認せずに、サイト側が掲載しているというところがございます。こういったものが掲載されていますので利用者の方も簡単に利用してしまうといったことがありました。全国的に住宅の空き部屋を活用した無許可施設が無数にありましたので、ニュースとかでもやっていたかと思うんですけども、住宅地でトラブルが非常にあったところです。実際にサイトから予約して、初めて民泊の場所が具体的に知らされるようになっていきます。予約する前はこのように円になっているので、具体的にどこにあるっていうのが分かりにくいんですけど、実際に予約するとちゃんとした場所をホスト側が教えてくれるという仕組みになっています。このため、われわれも無許可の旅館の指導に非常に苦慮していた次第でございます。さらに普通のホテルや旅館と違いまして、ホストと直接対面せずカギを受け渡す場合があります。非常に安全面で不安な部分がある。こういった問題点がありました。

こういった「民泊」なんですけど旅館業法に基づく許可が必要であるが、そのほとんどが無許可で実施されておりまして、先ほどの場所の特定が困難であるといった点もありまして是正は非常に困難でした。公衆衛生の確保であるとか地域住民等とのトラブル防止に留意したルール作りが必要だと、こういった課題を踏まえまして、昨年平成29年6月に「住宅宿泊事業法」が成立いたしました。

これが住宅宿泊事業法の概要を表した図になるんですけど、住宅宿泊事業者というのが家を貸す側の方なんですけども、宿泊者に住宅を提供するわけなんですけど、先ほど申しましたAirbnbとかそういったものが住宅宿泊仲介事業者というものに登録する必要が法の成立で出てきました。さらに住宅宿泊事業者が家にいないで人に部屋を貸す場合は、右にあります住宅宿泊管理者というものに住宅の管理を委託する必要があります。こういった住宅宿泊事業者・住宅宿泊仲介事業者・住宅宿泊管理者の届出であるとか登録を今回の住宅宿泊事業法で定められております。

従来旅館業法と住宅宿泊事業法との違いを説明させていただきます。平成30年6月15日に住宅宿泊事業法と改正された旅館業法が施行されました。旅館業法の改正内容といたしましては、かつてホテルと旅館でそれぞれ基準があったものを統一したり、最低客室数、暖房設備・便所設備等の用件の見直しが行われ、各種基準が緩和されました。住宅宿泊事業法については、衛生措置、周辺環境配慮、苦情対応等の義務が規定されました。旅館業法の中でもうひとつ大きい改正内容としましては、無許可業者等に対する規制の強化がございます。かつては無許可営業に対する罰金の上限額が3万円だったものが、上限が100万円となっております。平成30年6月15日からは民泊を行う場合、旅館業の許可をとっていただくか住宅宿泊事業の届出を選択していただくことになりました。

具体の旅館業と住宅宿泊事業の違いについてご説明いたします。まず、営業できない都市計画法上の用途地域なんですけど、旅館業はいわゆる住居専用地域といわれる地域では営業できません。それに対して住宅宿泊事業については、そこに住宅があれば基本的に営業ができるのでどこの用途地域であっても営業可能となります。2つ目に営業日数等の制限ですが、旅館業はもちろん制限はないんですけど、住宅宿泊事業については営業日数は年間180日までとなっております。さらにですね、生活環境の悪化を防止する観点で、条例で区域や期間を制限することができるという決まりがございます。大阪府内では、大阪市・堺市をのぞく地域で特に制限は行っておりません。3つ目の近隣住民とのトラブル防止措置についてですが、旅館業は特に不要となっております。それに対して住宅宿泊事業については宿泊者への騒音であるとかごみの説明義務、さらに近隣住民への苦情対応の義務がございます。4つ目の管理業の契約、さきほど簡単に説明させてもらいましたが、旅館業は当然不要となっておりますが、住宅宿泊事業では家主が同居

する小規模な施設については不要ですがそれ以外の場合は管理業の契約が必要となっています。5つ目に消防法の取り扱いなのですが、家主同居型で宿泊室の面積が50㎡以下の小規模な施設については住宅と同様の規制となっております。ですが、家主同居型で宿泊室の面積が50㎡を超えてくるものや家主不在型で営業を行うものはホテル・旅館と同様、宿泊施設として規制されます。この場合、自動火災報知設備、誘導灯等の設置やカーテン、じゅうたん等に防災物品を使用しなければならないなど、非常に基準が厳しくなります。

次に枚方市の現況についてご説明いたします。法の施行されました平成30年6月末現在、枚方市において住宅宿泊事業の届出施設は6施設 ございます。6施設全てが一戸建ての住宅を利用した家主同居型で宿泊室の面積が50㎡以下の小規模な施設となっております。届出件数は低調であり、住宅宿泊事業者による届出の履行や業務の適正な運営がなされるよう対応する必要があると考えております。

無許可の旅館営業についてですが、昨年平成29年8月に先ほどのAirbnbのサイトを調査したところ、枚方市内では35施設掲載がありました。このうち、旅館業の許可施設は5施設。つまり30施設程度が無許可の旅館ということで掲載されていたこととなります。現在は、住宅宿泊事業法が施行されました平成30年6月に、Airbnb社がいわゆる違法民泊の施設をサイトから削除しております。この結果、平成30年6月末現在、枚方市内で掲載されている施設は9施設となり、全てが適法施設、旅館業の許可を受けている施設もしくは住宅宿泊事業の届出をしている施設となりました。

これからの枚方市の対応であるとか、取り組みについて説明させていただきます。制度周知、届出時等の状況調査、届出施設に関する報告徴収及び立入調査、枚方市の対応、取り組みということで説明させていただきます。

まず1つ目の制度周知ですが、届出の受け付けが始まりました平成30年3月に広報ひらかたに「民泊サービスの健全な普及へ」ということで掲載させていただきました。さらに枚方市ホームページに「住宅宿泊事業について」というホームページを作りまして、さらにFMひらかた「ラジオシティ 枚方きいて納得！」で住宅宿泊事業について放送いたしました。このホームページやFMひらかたでは、届出方法や必要な添付書類、届出前に確認が必要な他部局の問い合わせ先、周辺住民への事前説明の必要性などについて説明させていただきました。

2つ目の届出時等の状況調査ですが、住宅宿泊事業者から届出があった際に、事業の運営に関する聞き取りを実施しています。宿泊者本人の確認方法については、平成30年6月末現在届出がありました全ての施設で対面で行っているとのことでした。周辺住民への説明については、既に済ませているところは3施設、まだのところは3施設ありました。当然まだのところについては説明するよう指導を行っているところです。宿泊者に対する注意事項の説明についてはファイルなどを利用した書面の備え付けが4施設、インターネットサイトであるとか室内に掲示するなどその他の施設が2施設ございました。食事提供については6施設ともされていないとのことでした。さらに届出を受理した際は、旅行者や地域住民が適法な民泊を行っていることを認識できるよう、届出住宅に標識左が標識ですね、及び大阪府内で配っている右の民泊シールを交付しています。これで周辺住民などに適法な民泊を行っていることを認識してもらえenと思います。

3つ目の届出施設に関する報告徴収及び立入調査ですが、2カ月に1回、住宅宿泊事業者に対する報告徴収を実施することになっております。報告内容としましては、人を宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳となっております。さらに運営状況把握のための立入調査を実施すること予定としております。宿泊室の床面積が50㎡を超える大規模な施設については、建築、消防等の関係部局と連携して対応する予定です。平成30年秋頃を考えております。調査項目としては、布団やベッドなどの寝具の管理などの衛生措置であるとか非常用照明等の安全措置の履行状況、及び先ほどの標識がちゃんと掲示されているか、宿泊者名簿をどのように管理しているか、その他苦情・相談対応等について調査を予定しております。

4つ目の無許可旅館業施設の指導についてですが、市民等からの通報または相談、先ほどのようなインターネットの仲介業者サイトの情報を定期的に検索するなど実態状況を確認したうえで、旅館業の許可取得や営業の取りやめ等必要な指導を実施しております。Airbnbに掲載されている違法施設については、自治体からの削除要請に応じるための窓口がありますので、それを利用して指導します。再三にわたる指導にも従わず、無許可での営業を続ける施設に対しては、警察等と連携して、厳しい対応も検討しております。

最後に枚方市の観光施策に関する考え方の中に住宅宿泊事業についての記載がありましたので、参考として紹介させていただきます。この観光施策に関する考え方の中に、「住宅宿泊事業に基づく民泊事業の普及に向けた取り組みを進めるとともに、同事業の実施者等と連携した新たな観光コンテンツの創出を検討」とあります。具体的には、穂谷な

	<p>どの東部地域での農家民泊をはじめとした各種体験型民泊の実現に向けた取り組みをすすめているようです。以上です。</p>
藤本会長	<p>どうもありがとうございました。ただいま「住宅宿泊事業法及び無許可旅館業施設への対応」ということで、説明いただきました。民泊新法という法律が新たになって、どこの市町村でも、特に大阪市が多いんだと思うんですけども、枚方市でも民泊をすすめていきましょう、適法である民泊をすすめていこうということですが、何かご意見・ご質問などがありましたら挙手お願いします。</p> <p>なかなか責任の所在がどこにあるかとかそういうところが非常に明らかになりにくいとか難しいところだと思うんですけど、実際枚方に泊まりたいというインバウンドの人の希望っていうのは非常に多いんですか？そういう調査はあるんですか？</p>
事務局	<p>われわれ衛生部局では把握できていないのが正直なところなんですけれども、実際に届出をしていただいた施設なんかは、もうすぐ予約が入るので早く届出の受付してくれないかとかそんなことも聞いたりしているので、一定の需要はあるのかなと認識しております。</p>
藤本会長	<p>適法な宿泊施設、民泊の施設というのは、今後もどんどん増やしていく方向で枚方市は考えているということですね？</p>
事務局	<p>そうですね、最後にありました体験型の民泊をすすめるということで観光施策の中でもあげられていますので、基本的には促進というかそういう方向で動いているところですよ。</p>
藤本会長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見・ご質問ありますでしょうか。特にないようですので、ありがとうございました。続きまして、保健センターより、「地域で取り組む認知症予防～地域版認知症予防プログラムの推進～」について、ご説明いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
(事務局) 保健センター	<p>資料の6になります。健康医療都市ひらかたコンソーシアム連携事業「地域で取り組む認知症予防～地域版 認知症予防プログラムの推進～」ということでご説明させていただきます。枚方市保健センターの永井と申します。よろしく願いいたします。座らせていただきます。</p> <p>最初に認知症高齢者を取り巻く背景について、お話しさせていただきます。認知症高齢者の数は、高齢者人口が増えると共に、増加すると言われております。具体的には、全国の65歳以上の高齢者の人口は、2025年に3,000万人を越え、このうち730万人にあたる5人に1人が認知症になると予測されております。認知症に関する問題は、その予防に関する取り組みから治療、認知症になった後の生活や介護の問題まで、幅広い年齢層の市民が関係することから、関心度の高い疾患の一つだと言えます。</p> <p>このような中、保健センターでは主に次のような認知症に関係する事業に取り組んでいます。</p> <p>まず、脳力アップ教室です。保健センターで開催する全2回の連続講座で、1回目は認知機能テストを実施し、2回目はテスト結果の返却と認知症予防講座を行います。昨年度の実績は延べ10回実施し、347人の方に受講していただきました。特徴は、認知機能低下の恐れがある者に対し、保健センター職員による家庭訪問での相談や医療機関への受診勧奨などのフォローをしております。</p> <p>次に職員による出前講座です。保健センター職員が地域に出向き、認知症と認知症予防の知識の普及啓発を行います。依頼元は、主に老人会や自治会等の団体からで、昨年度は10回実施し、延べ316人の方に受講していただいております。特徴は、身近な地域の場所で開催するため、市民が参加しやすいことです。</p> <p>続いて、認知症予防プログラムことろとからだ生き生き教室についてです。平成27年度から大阪精神医療センターと共同で認知症予防教室ことろとからだ生き生き教室を実施しています。認知症予防プログラムとは、「運動」「脳機能トレーニング」「交流」「栄養指導」の4つの分野を組み合わせ、認知症予防に融合的に取り組む方法のことです。昨年度は延べ14回実施し、462人に参加していただきました。特徴は先ほど申し上げました4つの分野を融合的に取り組む、かつ、笑いの要素を取り入れた方法で、枚方独自の方法となります。</p> <p>では、ここで認知症予防プログラムについて、もう少し詳しくご説明させていただきます。認知症予防プログラムとは、先ほど申し上げたとおり、「運動」「脳機能トレーニ</p>

ング」「対人交流」「栄養指導」の4つの分野を組み合わせ、融合的に認知症予防に取り組む方法のことで、昨年度から全14回の連続教室となり、更にこの認知症予防プログラムの継続性と効果増大を図るため、「笑い」の要素を取り入れた「運動」や「脳機能トレーニング」等を実施すると共に、その効果検証も合わせて行いました。イメージして頂きやすいように、実際の様子を写真でご紹介したいと思います。

①は認知機能テストの様子です。テストはマンツーマンおよび集団で行うものがあります。②の写真は運動と脳機能トレーニングを融合させた様子です。踏み台昇降運動をしながら、歌を歌ったり、しりとりをしたり、脳機能トレーニングを合わせて行います。続いて③の写真です。③は脳機能トレーニングと交流を融合させた様子です。グループに分かれて脳機能トレーニングを協力しながら取り組みます。ゲーム性を持たせることで交流を深め笑いを誘発するよう、スタッフが介入します。④は栄養指導と交流を融合させた様子です。事前に脳機能改善に有効な食材について等の講義を受けた後、その食材を使った調理実習をグループに分かれて行います。調理の役割分担を参加者同士で決め、お互い交流を図り協力しながら調理実習を進めていきます。

ここからが、平成29年度から新たに取り組みを始めた内容です。⑤の写真となりますが「運動」と「脳トレ」の分野に「笑い」の要素を取り入れた方法で、吉本興業と連携して実施しました。紙飛行機をより遠くに飛ばすために、参加者同士で、その折り方を模索し、交流を図りながら作ります。完成した紙飛行機を飛ばし、何回でバケツに入るか競い、ゲーム性を持たせることで、笑いを誘発させます。このような取り組みは、吉本がつくるおもしろいスポーツ「よしスポ」として、いくつか実施しました。⑥は吉本新喜劇を開催した時の様子です。大阪精神医療センターの先生が台本を監修し、吉本新喜劇のストーリーの中にいくつかの脳機能トレーニングを取り入れ、観客参加型の内容となっています。

続いて、これら認知症予防プログラムを、効果検証した結果です。コントロール期は講義を聞くだけとし、介入期は認知症予防プログラムを取り組んだ期間としました。コントロール期と介入期では、認知機能の変化量について統計学的有意差が認められ、認知機能の改善はプログラムの有効性によって生じたという結果を得ることができました。

次に、このような認知症予防プログラムをより身近な場所で体験できるよう、昨年度から校区福祉委員会が小学校単位で実施している「いきいきサロン」で出前講座を始めました。昨年度は延べ768人の方に受講して頂き、身近な場所で、認知症予防プログラムを体験する機会を設けることができました。

今年度は認知症予防プログラムを、地域で継続的に取り組めるよう、昨年度から行ったこの出前講座の内容を充実させていきたいと考えております。

では、どの様にして充実させて取り組むか、今年度に行う地域版認知症予防プログラムの概要になります。地域で講座を開催するためには、「スタッフや場所の確保」「継続性」が課題となります。そこで、この課題を解消するために、対象は地域にある既存の団体とし、①～④のような流れで実施していくことで、地域ぐるみで認知症予防に取り組めるよう推進して行きます。

まず、①②のように出前講座は全2回とします。講座の受講者には認知症予防に関する知識の普及や本プログラムの取り組み方の実技等、直接的なアプローチを行います。2回目の講座終了後、③になりますけれども、③団体のスタッフと本プログラムの取り入れ方や工夫等についての意見交換をすることによって、間接的・継続的アプローチを行います。そして自主的に取り組んでいただくための動機付けを行います。その後、④半年から1年後をめどに、認知症予防に取り組むボランティアと共同でフォロー講座を行い、継続的に行えているかの確認や自主活動の支援を行います。

続いて①～④それぞれの詳細を説明させていただきます。最初は①②の出前講座の内容についてです。①②ですけれども、全2回の講座は、市内の集会所などの場所で、時間は1回あたり90分程度とし、費用は無料です。内容は効果検証された認知症予防プログラムをもとに、地域で取り組みやすいよう工夫します。講座の進め方は、認知症プログラムの総論を話した後、各論として4つの分野についての考え方や実技等、その団体の実情に応じた取り組みやすい内容にしぼって行います。また、今後も継続して取り組んでいただくための動機付けも合わせて行います。実施する団体の実情に応じて、内容を変化させますが、認知症予防プログラムの考え方などはマニュアル化していくため、大阪精神医療センターの先生に相談しながら進めていきたいと思っております。

次に講座終了後の取り組みについて説明します。まず、団体のスタッフとの意見交換についてです。講座とは別に時間を設け、いつもの団体の活動の中で、認知症予防プログラムに取り組んでいくための工夫点について、スタッフと意見交換をし、自主的に取り組んでいただくための動機付けを行います。また、地域で交流している取り組み自体が認知症予防になっていることの気づきにつなげ、認知症予防プログラムの取り組みの

継続を促します。そして、その取り組みをサポートする方法として、認知症プログラムマニュアルをお渡しし、その後は、自主的に認知症予防プログラムに取り組んで頂きます。

最後にフォロー講座についてです。自主的な取り組みを始めて、半年から1年後にフォロー講座を実施します。フォロー講座は認知症予防に取り組みたいという希望を持ったボランティアに行っていただく予定で、内容は認知症予防プログラムの復習と新たな実技を行ってまいります。ボランティアによるフォロー講座は、私たち保健センター職員が行うより、より身近な存在としてボランティアに行ってもらおうことが、地域ぐるみで認知症予防に取り組む環境づくりになると考えます。そのためには、ボランティアの募集や活動支援等、枚方市社会福祉協議会と連携してすすめていきたいと思っております。

このような地域版認知症予防プログラムを推進するにあたって、得られる効果として、次のことが考えられます。まずは、「効果検証された認知症予防」をキーワードに、団体のスタッフと参加者が共通の観点を持つことで、会の連帯感と活性化を図ることができ、今まで以上に会員相互の交流を深めることができます。そうすることで、いつもの団体の活動の中で、認知症予防プログラムを継続することができ、地域ぐるみで認知症予防に取り組む環境づくりができると考えます。

最後に、今後の展望をお話します。地域で認知症予防に取り組んでいただくためには、その取り組む団体によって、実施できる回数も方法も異なり、多様なパターンがあります。しかし、取り組む団体の実情に合わせて柔軟に対応していくことで、認知機能の改善が認められた、この認知症予防プログラムを実施していきたいと考えています。そうすることで、もっと多くの市民に認知症予防プログラムのことを知ってもらい、負担なく取り組んでいただき、少しでも、認知症になってしまう期間を遅らせることができればと思います。

「認知機能改善の効果が認められる方法で、地域で自主的に継続的に取り組める」、今回の地域版認知症予防プログラムの取り組みについて、地域ぐるみで取り組めるよう、積極的に推進を図りたいと考えております。以上です。

藤本会長

ありがとうございました。保健センターから「地域で取り組む認知症予防～地域版 認知症予防プログラムの推進」についてということでご説明いただきました。なにかご質問・ご意見ありますでしょうか。籠本先生、何かご意見ありますか。

籠本委員

ここまでシステミックになるとは思わなかったんですが。進めてくれているのがうちの岩田くんという副院長なんですけど、もともと彼は、統合失調症のソーシャルスキルトレーニング、要するに統合失調症の生活能力とかコミュニケーション能力を高めることで回復を促す、あるいは悪化を予防するというところで、その中で、認知機能のアップが非常に大事なんですね。認知症でも認知機能が落ちますが、統合失調症でもさまざまな認知機能が落ちるんです。で、ここのトレーニングをどうしていったらいいかというのを、彼を中心はずっとやってくれてたんですけども、もったいないやないかと、統合失調症だけにしたら。対象も少ないし、しれてますんで1%とか。認知症はさっきの説明にもありましたけど65歳になったら5人に1人が統計的になるっていう話なんで。予防するのに、せっかく今まであるノウハウを使わん手はないやろうということで、岩田先生プロの方ですけど、いろいろ考えてもらって。ツールはいろいろあって、ところが今回ここまでなったのは枚方市のおかげなんです。うちの病院だけでやったらちんたらちんたらやって全然ならないし、うちのスタッフだけでやってもうちも病院で経営しないといけないんで、そんなとこばかりに人配置できないんで、枚方市が一緒に動いてくれはって、最後にも話ありましたけど、地域のボランティアである程度確立されてどんどん改善もしていきますけど、このプログラムを自主的に実施していただいて、効果検証してもらって。認知機能のテストをやらせると必ずほぼアップしてるんです。そうするとモチベーションめっちゃくちゃ上がるんです。しかも笑いを入れて、吉本に協力してもらってるんですけど、笑いを入れたことでもおもしろい。運動も入るし。で、僕あとまだもうちょっとこれに付け足して、いろいろ言うところ岩田くん怒るからあれなんですけど。誤嚥の防止にこの集団プログラムに歌を歌わすと。運動も大事なんですけど大きい声を出してのどを鍛えて誤嚥を防ぐっていうのを入れたらどうやっていうのを言うてみよと、ここで初めて言うてるんですけど、あんまり欲言うたらあれなんですけど。認知機能もそうやけど今お年寄りの問題で誤嚥性の肺炎すごいですよ。カラオケいいって言いますけど、ひきこもってるじいちゃんばあちゃんにカラオケ行け言うても行きませんわ。こんなとこに出てきてもうて、大きい声で歌ってもらおうと一石二鳥かなと。どんどん枚方市さんのいろんな工夫で枚方市さんってボランティア入れるのめっちゃくちゃ上手なんです。そういううまい展開してもらって、枚方でやってもらって地元地域であ

藤本会長	<p>る程度実証できたら大阪のほかのところでやりたいなあというところ出てきてもらえたら、日本中でやってもらったらと思っています。</p> <p>突然お願いしてすみません。いま籠本先生言われたように、吉本を使うっていうのは非常におもしろいアイデアだと思いますし、これからどんどん進めていってもらえたらと思います。他、何かご質問ありますでしょうか。</p>
宮原委員	<p>ボランティアといわれると民生委員さんはドキッとするんですけど、今、45 校区にいきいきサロンというのが盛んに出ていますけど、45 校区全てにあります。校区によっては1カ所じゃなくて何カ所も開催しているところもあります。この認知症予防はかなり取り入れてきて、社協の中にだんごグループといって保健センターから来ていただいた後に、手遊びとかクイズとかふれあいとかやっている中で、もうひとつカラオケではなく、お若い先生方は、私なんかの青春時代、歌声喫茶というのがありまして、みんなで歌詞カードをもとに生演奏を誰かしていただいて歌うっていうのが、とてもうけております。今までいきいきサロンにいらっしゃってくださらなかった方々がうわさを聞いたり啓発活動でかなりの参加者がいて、カラオケで1人で歌うのは恥ずかしいけどもみんなで歌うっていうのでかなり参加者が増えてきています。歌うことは良いことだったんですね。</p>
藤本会長	<p>口を動かすということはやはり誤嚥予防にはいいんでしょうけど、どんどん進めていってほしいと思います。ほかいかがですか。特にないようですので、この件も終わりたいと思います。最初からでも結構ですので、何かこの際ご意見ありましたら挙手お願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>そろそろ時間となってきましたので、他にもご意見あると思いますが、時間の都合もごさいますので、後日に、各委員からご質問ありましたら事務局のほうに連絡いただければと思います。情報の共有化を図っていただきたいと思います。その他に、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>先ほど会長からありました質問事項やご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、8月6日（月）までに、様式は自由ですので、メールで、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスは、お手元の封筒の下の方に記載しておりますのでよろしく願いいたします。また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成しましたら、各委員にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと思っております。また、本日、お車で市役所駐車場をご利用の方は、お手数ではございますが、保健所1階窓口へ駐車券をご提示いただければ、90分間でございますが、無料の認証をさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
藤本会長	<p>どうもありがとうございました。特に何もありませんようでしたら、平成30年度の枚方市保健所運営協議会を終了したいと思います。本日は、暑い中ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>